



次期愛知県廃棄物処理計画（案）の概要

1 計画の策定

（1）策定の趣旨

- 産業廃棄物の適正処理の確保や減量化、資源化の推進を図るため、1973年に「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定して以来、10次にわたり計画を策定
- 前計画期間（2017～2021年度）では、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、本県の産業、文化、人材などの地域資源を生かした地域循環圈づくりの推進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分量の削減などで一定の成果
- 一方、廃棄物処理に関わる情勢変化や新たな課題への対応が必要
 - ・SDGsの理念に基づく経済的・社会的課題を統合した環境対策
 - ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換
 - ・社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロス問題への対応
 - ・コロナ禍におけるプラスチック製品の使用増加や巣ごもりによる家庭ごみ増加への対応など、感染症対策と環境対策の両立

（2）基本的な方向

本県における廃棄物処理を巡る課題等を踏まえつつ、できる限り廃棄物の発生を抑制する、排出された廃棄物については再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する、という基本認識は堅持しながら、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定することにより、循環型社会の形成を目指す。

（3）計画の位置づけ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画
- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」を含めた計画とする。

（4）計画の期間

2022年度から2026年度までの5年間
今後の社会情勢の変化等に応じ、必要に応じ見直し

（5）計画の対象

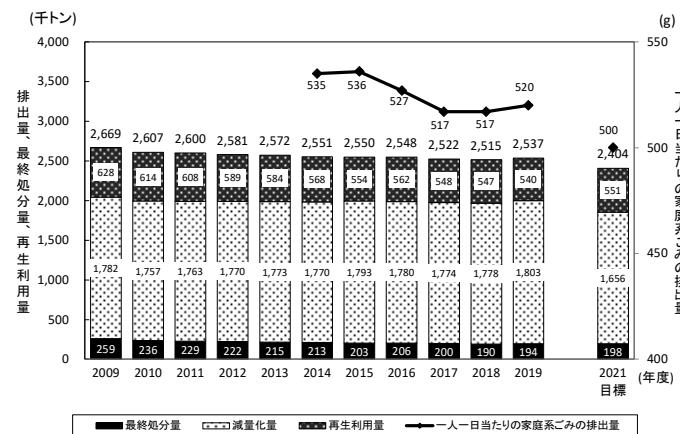
県内の一般廃棄物及び産業廃棄物

2 本県の現状

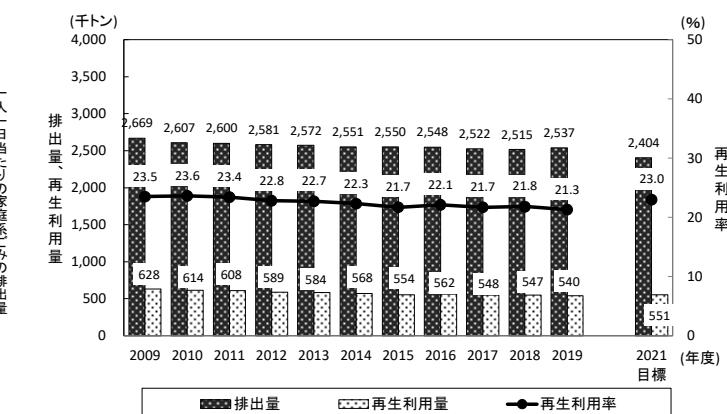
（1）一般廃棄物

一般廃棄物は、経年的にみれば排出量、最終処分量とも減少傾向にある。処理しなければならない一人一日当たりの家庭系ごみは、2019年度は520gとなり、前計画の基準年度である2014年度の535gに比べ2.8%減少している。再生利用率は、2014年度に対して1ポイント減少しており、近年では下降傾向にある。

一般廃棄物の処理状況



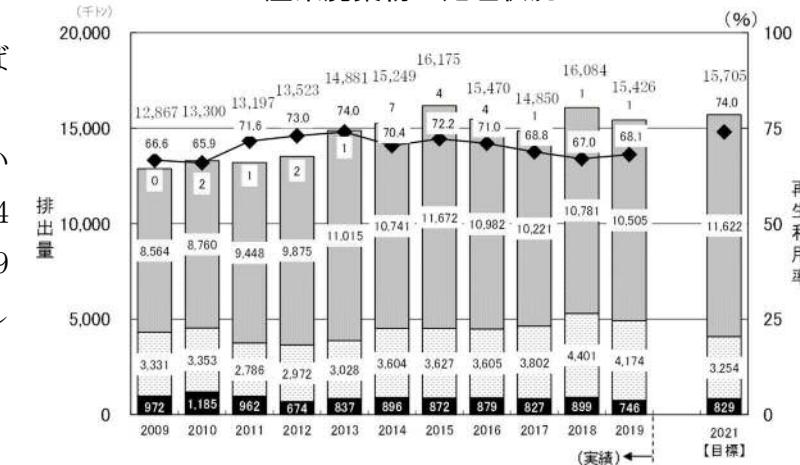
一般廃棄物の再生利用率の状況



（2）産業廃棄物

産業廃棄物は、経年的に見れば排出量は横ばい、再生利用率は、70%前後の高水準で推移している。最終処分量は、2019年度は74万6千トンであり、2014年度の89万6千トンに比べ、16.7%減少している。

産業廃棄物の処理状況



（3）前計画の目標達成状況

項目	基準年度 (2014年度)	目標年度 (2021年度)	実績 ^{※1} (2019年度)	達成状況 ^{※2} (見込み)
排出量	一般廃棄物 255万1千トン	240万4千トン (約6%減)	253万7千トン (0.5%減)	△
	産業廃棄物 1,524万9千トン	1,570万5千トン (増加を約3%に抑制)	1,542万6千トン (1.2%増)	○
排出量に対する再生利用率の割合 (再生利用率)	一般廃棄物 $\frac{22.3\%}{(56万8千トン)} \quad [255万1千トン]$	約23%	$\frac{21.3\%}{(54万0千トン)} \quad [253万7千トン]$	▲
	産業廃棄物 $\frac{70.4\%}{(1,074万1千トン)} \quad [1,524万9千トン]$	約74%	$\frac{68.1\%}{(1,050万5千トン)} \quad [1,542万6千トン]$	▲
最終処分量	一般廃棄物 21万3千トン	19万8千トン (約7%減)	19万4千トン (8.9%減)	○
	産業廃棄物 89万6千トン	82万9千トン (約7%減)	74万6千トン (16.7%減)	○
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※3}	535g	500g (約7%減)	520g (2.8%減)	△

※1：実績の「()」内は、2014年度に対する増減の割合等

※2：達成状況の「○」は目標達成見込、「△」は達成困難のうち基準年度より数値が改善、「▲」は達成困難のうち基準年度より数値が悪化を示す。

※3：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

2 本県の現状

(4) 課題

- 廃棄物の処理については、排出者責任の考え方のもと、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であり、継続的な啓発活動が必要
- 2016年1月に、本県を中心とした食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも踏まえ、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止などの指導の徹底が必要
- 県民、事業者等の3Rの取組により、最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難。県民の生活や産業活動を支える上で必要な最終処分場については、民間事業者による施設の確保が極めて困難な状況にあることから、公共関与による広域的な最終処分場の確保が必要
- 市町村等を対象とした研修会や図上演習等を実施するとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築が必要
- 循環型社会の形成に向け、資源の投入量と廃棄物の発生量を限りなく小さくするサーキュラーエコノミーへの転換や、脱炭素・SDGs・ESG投資といった新たな視点を取り入れた取組への支援が必要
- 社会問題となっているプラスチックごみや食品ロスの問題に対して、県民（消費者）、事業者、行政が一体となった取組が必要

3 計画の目標

本県の過去の実績に基づく推計と国の基本方針で示された削減目標、さらには本県の現状を十分に踏まえつつ、可能な限り環境負荷の軽減を図る方向で計画期間における目標を設定

項目		2019年度（基準年度）実績値	2026年度目標値 （）内は2019年度比	前計画（2021年度）目標値
排出量	一般廃棄物	253万7千トン	239万トン（約6%減）	240万4千トン
	産業廃棄物	1,542万6千トン	1,557万3千トン（約1%増）	1,570万5千トン
出口側の循環利用率**	一般廃棄物	21.3%	約23%（約2%ポイント増）	約23%
	産業廃棄物	68.1%	約74%（約6%ポイント増）	約74%
最終処分量	一般廃棄物	19万4千トン	18万6千トン（約4%減）	19万8千トン
	産業廃棄物	74万6千トン	61万4千トン（約18%減）	82万9千トン
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量		520g	480g（約8%減）	500g

※国では、2020年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても、「循環利用率」を使用することとする。

4 施策の展開

1 3Rの促進

- ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進
- ・3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進
- ・各種リサイクル法に基づく取組促進



2 適正処理と監視指導の徹底

- ・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理と減量化の指導徹底
- ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導の徹底【取組の強化】



3 廃棄物処理施設の整備の促進

- ・ごみ処理の広域化、処理施設の集約化の推進【新規取組】
- ・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力



4 非常災害時等における処理体制の構築

- ・災害発生時の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築
- ・廃棄物処理における「三密」の回避、作業の自動化など新型コロナウイルス感染症等への対応【新規取組】



5 循環ビジネスの振興

- ・次期あいち地域循環圏形成プランに基づく取組の推進【新規取組】
- ・サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出【新規取組】
- ・バイオマス資源を活用した循環ビジネスへの支援【取組の強化】



6 プラスチックごみ削減の推進【新規】

- ・消費者・事業者向けの普及啓発の実施
- ・市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進のための技術支援



7 食品ロス削減の推進【新規】(別紙参照)

5 計画の推進

(1) 各主体の責務・役割

県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要。各主体が自らの責務・役割を認識し、相互の連携体制の強化に資する取組を実施する。

(2) 進行管理

目標の達成状況について、県の環境白書やWebページに公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会において、検証・点検を実施。こうした点検結果や社会情勢、その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

(3) 今後の展望

今後は、「物質フロー指標」を設定している国の動向等を踏まえ、「資源生産性」、「入口側の循環利用率」など新たな指標を設定し、経済社会におけるものの流れ全体を把握するなど、これまでの廃棄物の減量・適正処理に加え、廃棄物の発生抑制や循環利用をあらゆる経済活動を通じて促進させる計画への拡充を検討していく。

1 計画の策定

(1) 策定の趣旨

- まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生。
- 食品ロスの削減は、SDGs のターゲットの1つでもあり、国際的に重要な課題。
- 食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながる。
- 2019年10月の「食品ロス削減推進法」の施行等を踏まえ、県内の食品ロス削減の取組を着実なものとするため、「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進める。

(2) 計画の位置づけ

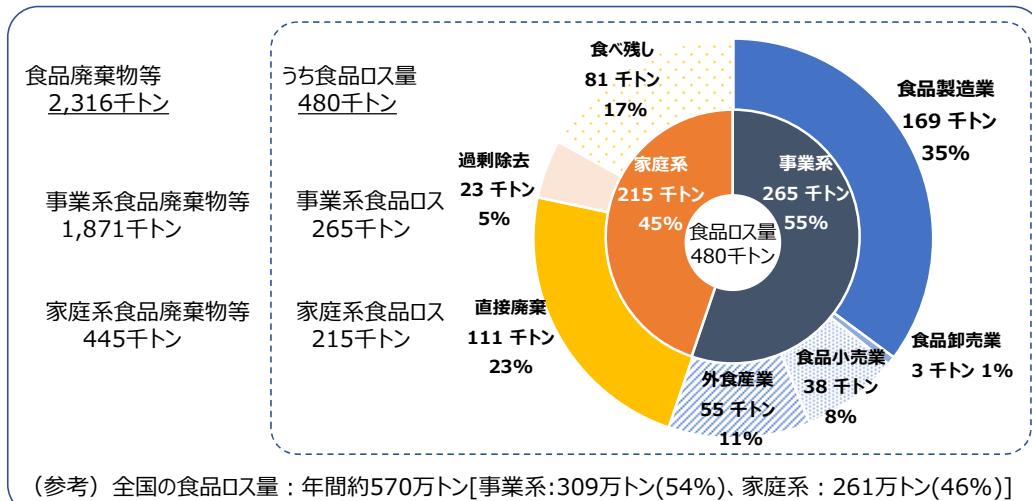
- 「食品ロス削減推進法」に基づく法定計画として、「愛知県廃棄物処理計画（2022年度～2026年度）」の中に本計画を位置づけ。
- 「あいち消費者安心プラン2024」及び「あいち食育いきいきプラン2025」等の関連計画と調和を図る。

(3) 計画の期間

- 2022年度から2026年度まで（5年間）。
- 今後の社会情勢の変化等に応じて、必要に応じ見直し。

2 食品ロス発生の現況

愛知県内の食品ロスの発生状況（2019年度 推計値）



○課題（家庭系）

- 県民一人一人が食品ロスに関する問題意識を持ち、削減につながる取組についての正しい知識を身に着け、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要。
- 適切な情報発信や普及啓発活動による削減促進が必要。

○課題（事業系）

- 各事業者だけでなく、サプライチェーン全体で取り組まなければならない問題であり、先進的な事業者の取組事例の発信・共有等により、食品関連産業全体の取組促進が必要。
- 食品小売業や外食産業における発生要因は、消費者の意識に起因するものが多く、消費者に対する意識啓発も必要。

3 計画の目標

○食品ロス発生量

国の目標を踏まえ、2030年度までに2000年度比で半減を将来目標とした上で、計画期間における目標量を設定。

	参考値 (2000年度)	現状 (2019年度)	目標 (2026年度)	将来目標 (2030年度)
食品ロス発生量	825千トン	480千トン	433千トン	413千トン
家庭系	356千トン	215千トン	189千トン	178千トン
事業系	469千トン	265千トン	244千トン	235千トン

○県民意識

「食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる県民の割合」85%を目指す。

4 施策の展開

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- イベント、Web等による啓発
- 環境学習や学校教育の推進
- エシカル消費と連動した啓発
- 食育と連動した啓発

(2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援

- 先進事例等の収集と発信
- 適正処理指導等と併せた取組促進
- 3010運動の推進など、事業者と連携した消費者啓発等

(3) 表彰

- 「愛知環境賞」の実施や国の「食品ロス削減推進大賞」などの活用

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- 食品ロス排出実態調査や県民意識調査の実施

(5) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

- フードバンク活動の支援やフードドライブの実施促進

(6) 食品廃棄物の再生利用の促進

- バイオマス資源の一つである食品廃棄物を活用した循環ビジネスの支援

(7) 市町村の取組促進

- 市町村における計画策定促進のための技術的支援

5 計画の推進

(1) 各主体に求められる役割と行動

- 県民（消費者）、事業者、関係団体、行政等の関係者が食品ロス削減の必要性を認識した上で、それぞれに期待される役割と行動を理解し、それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが重要。

(2) 推進体制

- 「食品ロス削減に関する府内連絡会議」で、取組の進捗状況を把握、共有し、成果を検証。
- 県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等と連携・協同して取組を推進。